施設内における集団感染等発生時の報告・公表の基準

平成29年３月31日制定

１　目的

　施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の発生施設において、早期にその事実を明らかにし、施設利用者等に対して感染拡大防止のための注意喚起や予防行動の徹底を呼びかけることが感染症対策の観点からも極めて重要である。

また、発生施設にとっては、施設利用者等の不安解消のほか、不正確な情報による風評被害を未然に防止し、できるだけ早期に正確な情報を府民に提供することで施設への信頼に繋がることが期待される。

　これらのことを踏まえ、施設内における集団感染等が発生した場合の報告・公表に関する基本的な考え方を整理し、報告・公表の基準を定める。

２　施設から保健所への報告の基準

　施設内で感染症による集団感染等が発生した場合の施設から保健所への報告の基準は、次のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 施設の種類 | 報告の基準（次のいずれかに該当） | 参考法令等 |
| 介護施設  福祉施設  保育所等通所  施設を含む。 | １　同一の感染症（疑いを含む）に死亡者又は重篤な患者が１週間以内に２名以上発生した場合  ２　同一の感染症の患者（疑いを含む）が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合  ３　１及び２に該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に管理者等が報告を必要と認めた場合 | ○　厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順（平成18年3月31日厚生労働省告示第268号）  ○　社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について（平成17年2月22日厚生労働省健康局長等通知） |
| 医療施設 | 感染対策を実施した後、同一病棟（機関）で発症者（目安10名以上）又は因果関係が否定できない死亡者が確認された場合 | ○　医療機関等における院内感染対策について（平成26年12月19日厚生労働省医政局地域医療計画課長通知） |
| 共通事項 | 感染症等発生時早期（疑いを含む。）に、拡大防止のために保健所の指導が必要と管理者等が認めた場合 | ○　府独自規定 |

３　公表に関する指導の基準

（１）公表の目的

　多数の者が利用する施設で集団感染が発生した場合、施設が主体的に府民等に対して面会制限等施設内の感染拡大防止を周知・徹底するとともに、感染についての注意喚起を行うことにより、感染の拡大を防止することを目的とする。

（２）公表の基準

　　公表の基準は次のいずれかに該当する場合とする。

　　なお、公表に当たっては、保健所長が、感染症対策の観点から施設の状況や地域の事情を考慮し、必要な指示等を行うものとする。

1. 施設内感染若しくは院内感染（疑いを含む。）による死亡者が報告された場合
2. 介護施設・福祉施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、重篤な患者を含む新たな発症者が概ね10名（目安：累計概ね20名）又は全利用者の概ね半数以上報告された場合
3. 通所系介護施設・福祉施設については、感染拡大防止のための事業休止を行った場合
4. 医療施設については、感染対策を講じ、保健所への報告後に、新たな発生が概ね10名以上（目安：累計概ね20名以上）報告された場合

　なお、複数診療科を有する300床以上の入院施設については、同診療科の病棟において発生した感染者数とする。

1. ①～④にかかわらず、病原体の種類や感染力、感染の規模等を総合的に判断し公表が必要とした場合、又はその他社会的に影響が大きいと判断し公表が必要とした場合

（３）公表の考え方

　ア　施設が公表する場合の考え方

* 施設が、集団発生した早い段階において主体的に正確な情報を提供し、早期に適切な対応を講じていることを府民に認識していただきことで、無用な不安を解消し、施設への信頼を高めることができる。
* 公表に当たっては、保健所が施設にその趣旨を丁寧に説明し、罰則や告発として行うものではないことを理解いただき、適切な時期に施設が主体的に公表するよう助言する。

　イ　京都府が公表する場合の考え方

　　　上記について施設が対応しない場合であって、感染の拡大が依然認められると判断した場合は、施設名、所在地、施設種別、患者数等を公表する。

なお、施設には事前に内容等を伝達する。